

東京 23 区外で子ども・妊婦の定期予防接種を受けた方の費用助成について

～実施依頼書に基づく定期予防接種を受けた後～

里帰りなどのやむを得ない理由により東京 23 区外で子ども・妊婦の定期予防接種を受けた方は、申請をすることにより接種費用の助成を受けられます。



[<区ホームページ>](#)

1 助成対象者

次の全てに該当する方またはその保護者

- (1) 定期予防接種を受ける前に、定期予防接種実施依頼書の交付を受けている方
- (2) 接種時に中央区に住民登録がある方
- (3) 里帰り等の理由により、東京 23 区の定期予防接種実施医療機関以外で定期予防接種を受けた方
- (4) 定期予防接種費用にかかる費用の全額を自己負担した方

※「定期予防接種実施依頼書」の交付を受けていない接種や予防接種法令に定める実施方法（対象年齢や接種間隔など）以外の接種、定期予防接種実施依頼書の有効期限外の接種、予診のみの場合等は助成の対象外です。

※接種を受ける前に中央区から転出した場合は、定期予防接種実施依頼書に基づく接種はできません。

2 助成の申請方法

定期予防接種を受けた日から 1 年以内に以下の必要書類をご用意いただき、中央区の保健所または保健センターの窓口で費用助成の申請をしてください。

(1) 必要書類

- ① 予防接種を受けたことを証明する書類（接種に使用した予診票または母子健康手帳など）
- ② 医療機関が発行した領収書の原本（複数の予防接種を同時に受けた場合には、金額の内訳がわかるものを添付してください。）
※窓口で写しを取らせていただきます。原本は受付印を押したうえで返却します。
- ③ 振込先金融機関の通帳（金融機関名、支店名、口座番号及び口座名義の分かるもの）
- ④ 本人確認書類（運転免許証、マイナンバーカードなど）

※申請者と異なる口座名義に振込みを希望される場合には、請求書内の委任状欄にご記入いただきます。

(2) 助成額

実際に支払った額または中央区が定める助成上限額のどちらか少ない額

申請内容を確認のうえ、申請者の指定する口座に振込みます。（1 か月程度かかります。）

(3) 支払い

提出された申請書類を審査したうえで、助成額を決定します。申請から 1 か月程度で入金されますので、通帳等のご確認をお願いいたします。

3 問合せ先・申請窓口

窓 口	住 所	電 話 番 号
中央区保健所健康推進課	明石町 1 2 - 1	3 5 4 1 - 5 9 3 0
日本橋保健センター	日本橋堀留町 1 - 1 - 1	3 6 6 1 - 5 0 7 1
月島保健センター	月島 2 - 1 0 - 3	5 5 6 0 - 0 7 6 5
晴海保健センター	晴海 4 - 8 - 1	6 3 8 1 - 2 9 7 2